

平成26年4月9日

警察本部交通部 交通総合対策センター

自転車 の交通事故 を防止しよう

春の全国交通安全運動実施中！

【4月6日（日）～4月15日（火）】

雪融けとともに、**自転車利用者**が多くなります！
自転車のルールを再確認し、交通事故を防止しましょう。

「自転車安全利用5則」 知っていますか？

- ① 自転車は、**車道が原則**、歩道は例外
- ② 車道は**左側を通行**
- ③ 歩道は**歩行者優先**で、**車道寄り**を徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - **飲酒運転・二人乗り・並進**の禁止
 - 夜間は**ライト**を点灯
 - 交差点での**信号遵守**と**一時停止・安全確認**
- ⑤ 子どもは**ヘルメット**を着用

< 自動車を運転する方へ >

自転車は「**車両**」であり、車と同じく**道路を利用する仲間**です。

自動車を運転する方は**自転車の安全確保**に努めてください。

特に、**交差点を曲がる**ときは、**車道や歩道を通行している自転車への安全確認**をしっかりとお願いします。